

第 128 回

和歌山県都市計画審議会

会 議 録

# 第 128 回和歌山県都市計画審議会

## 次 第

### 1. 日時

令和 8 年 3 月 2 5 日（水曜日）午前 1 0 時 3 0 分～

### 2. 場所

ホテルアバローム紀の国 2 階 鳳凰の間

### 3. 議案

第 1 号議案 産業廃棄物処理施設（建築基準法第 51 条ただし書き 和歌山市）  
について（付議）

本日の議案は1件でございます。

それでは、第1号議案について事務局から説明をお願いします。

[第1号議案を朗読]

---

○事務局　それでは第1号議案についてご説明させていただきます。

ご説明させていただきます資料につきましては、議案冊子の中の議案1の付箋から2枚めくっていただいたところからとなります。前方スクリーンにも同じものを写させていただきますので、お手元の資料もしくは前方スクリーンの方をご覧ください。

本議案につきましては民間事業者から和歌山市に申請のあった産業廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条ただし書き許可、に関する付議となります。

本件は建築物の新築・増築を行うものではなく、既存施設内に中和施設を増設し、処理能力が上がったことにより建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものとなります。

では、中身の説明に移らせていただきます。

最初に産業廃棄物処理施設の許可事務の流れについて簡単に説明させていただきます。

ページ番号は右下2ページになります。

本件に関しましては、関係法令の左側、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の設置許可。中央でございます、建築基準法第51条の許可が必要となります。

今回の付議は、中央の下部分の朱書き部分にありますように、特定行政庁である和歌山市が建築基準法第51条のただし書き許可を行うために、都市計画上その敷地の位置に支障がないか、ということをお審議いただくものとなります。

次に建築基準法第51条における都市計画審議会の位置づけについて説明させていただきます。3ページ目になります。

建築基準法第51条の規定では、都市計画区域内においては卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているもので

なければ新築し、または増築してはならないとされております。

本件は用途地域が工業専用地域にあたります。その工業専用地域に立地する産業廃棄物処理施設で、廃酸または廃アルカリの中和施設の1日あたりの処理能力が60 m<sup>3</sup>を超える施設につきましては、その他政令で定める処理施設に該当することになります。

冒頭少し触れさせていただいたのですが、本件は建築物の新築、増築は伴いませんが、なぜ許可が必要になるかということにつきまして、少し説明させていただきます。

現状の施設におきましては、中和施設の1日あたりの処理能力は規定値の60 m<sup>3</sup>を超えていないため、建築基準法第51条の規定には抵触しておらず、ただし書き許可は不要でした。しかしながら、今回、中和施設を増設することで1日あたりの処理能力が上がりまして、規定値の60 m<sup>3</sup>を超えるため、建築基準法第51条の規定に抵触する、つまり、ただし書き許可が必要となったということになります。

本件のような51条の規定に抵触していない施設から51条の規定に抵触する施設への変更につきましても、建築物の用途変更に含まれるということで建築基準法第51条の規定が準用されることとなります。

そのため、敷地の位置が決定していない本件につきましては、同上ただし書きの特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合の規定により、本審議会にお諮りさせていただくものとなります。

次に今回申請のございました計画施設の概要です。4ページ目になります。

事業内容ですが、左下の写真に示す通り、現在既存の施設がございます。

赤囲み部分が当該施設の敷地範囲、写真の上側が施設への出入り口となっております。前面道路の状況は右下側の写真となります。

前面道路につきましては、幅員は約11mと十分な広さがございます。

この施設につきましては産業廃棄物の中間処理施設として廃酸および廃アルカリの混合、中和、廃プラスチック類の混練リサイクル事業等を実施しております。

今回はこの施設内に凝集沈殿槽を増設し、中和施設の処理能力増強を図るも

のとなります。

凝集沈殿槽が今ある 1 基から 2 基に増え、それに加えて稼働時間が 12 時間から 24 時間となることで、中和処理施設の処理能力が 1 日当たり 192 m<sup>3</sup> となります。

次に施設の位置についてご説明させていただきます。5 ページ目になります。

示しております図面は和歌山市の都市計画総括図になります。

今回申請があったのは、図面の赤囲み部分になりまして、和歌山市の西側臨海部に位置する湊地内となっております。右上はその拡大図です。

次に 6 ページ目になります。これは申請施設周辺の用途地域図になります。申請施設は赤色で着色している箇所となりまして、敷地面積は約 10,000 m<sup>2</sup> となります。

図面の青色の着色は用途地域の種類を示しておりまして、冒頭少し触れさせていただいたのですが、申請箇所につきましては工業専用地域となっております。

また、建物周辺 100 メートル以内には保育所、診療所等の施設はございません。

次に 7 ページ目です。これは申請施設の配置図になります。

敷地への出入り口は北側、この図面だと左側のところとなります。

既存の建物がいくつか並んでいるうち、図面中央部に中和凝集施設上屋があり、ここが今回増設する箇所となります。

左下は当該施設の拡大図となります。赤い丸で囲われた場所に凝集沈殿槽が増設されることとなります。

次に 8 ページ目になります。

今回ご審議いただく都市計画上の敷地の位置についてですが、国土交通省が定めております都市計画運用指針におきましては、廃棄物処理施設の設置にあたりまして、都市計画の観点として少なくとも 4 つの項目に留意することが望ましいとされております。

まず 1 つ目の留意点は、主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましいとされております。

お示しの図面は主な搬出入経路を矢印で示しております。搬出入先はほとんどが県外となるため、主な経路としましては、和歌山のインターチェンジから国道、県道、そして臨港道路を通るルートになります。

申請地の全面道路の幅員は 10 メートル以上ございまして、またいずれの経路区間においても 2 車線以上の幅員が確保されております。

また当該施設に係る運搬車両の影響についてですが、現況は 1 日あたり 12 台が往復している状況です。

処理能力増強後は 1 日あたり 16 台が往復する計画ではありますが、事業計画地と和歌山インターチェンジ間を通行するルートにおきましては、もともと交通量が多いため周辺への影響はほとんどないと考えられます。

次に 9 ページ目です。

2 つ目の留意点は市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に配置することが望ましいとされております。

今回の申請地の用途地域は工業専用地域となっているため、問題ないと考えております。

3 つ目の留意点は災害の発生する恐れの高い区域に設置することは望ましくないとされております。

当該敷地につきましては災害ハザードエリアの中でも建築や開発行為等の規制がかかる、いわゆるレッドゾーンには該当しておりません。

4 つ目の留意点は敷地の周囲は緑地の保全または整備を行い、修景および敷地外との遮断を図ることが望ましいとされております。

先ほどの施設配置図にもあったように敷地周辺は工場等に囲まれておりまして、その周りは海にも囲まれているため住家等との遮断も図られているものと考えております。

以上が都市計画運用指針に定められている留意点とその対応となります。

最後に 10 ページ目になります。

中和施設の増設によって発生する騒音振動等に関しては事業者により生活環境影響調査が実施されております。

本件の敷地から最も近い人家は紀の川の南側で、おおよそ 480 メートル離れた位置となります。

中和施設増設後の直近人家の影響予測を行ったところ昼間、夜間ともに基準は満足しており、周辺生活環境を著しく悪化させることはないと評価されております。

以上によりまして、事務局といたしましても本申請については都市計画上支障がないものと考えております。

本議案の説明については以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　ただいま第1号議案について説明がございましたが、この議案についてご意見、ご質問を伺いたいと思います。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員　運搬車両が、12台から16台に増えるということで、台数自体は大したことないんですけども、処理能力が4倍になるにもかかわらず、車両の台数が3割増程度なのはなぜでしょうか、という質問です。車両が大きくなるのでしょうか。

○議長　はい。事務局お願いいたします。

○事務局　搬出については現在も船舶利用を利用しているのですが、今後増強にあたって船舶利用の割合も増えるという想定で考えております。

○委員　はい、ありがとうございます、分かりました。

○議長　船舶も使うので増えても大丈夫ということだそうです。

他、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

意見がないようでしたら、第1号議案についてお諮りしたいと思います。

それでは第1号議案について本審議会からは異議なしとしてよろしいでしょうか。

○全員　はい。

○議長　異議なしということですので、第1号議案について本審議会からは異議なしとさせていただきます。

以上で本日の予定しておりました議案はすべて終了いたしました。委員の皆様方どうもありがとうございました。

それでは事務局よろしくお願いいたします。

○司会 委員の皆様ご審議ありがとうございました。

これをもちまして第 128 回和歌山県都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。